

商工中金の歴史

商工中金は、1936年（昭和11年）商工組合中央金庫法に基づき、政府と中小企業組合が共同出資する唯一の政策金融機関として設立され、約90年にわたり、中小企業専門金融機関として発展してきました。

当初存立期間の定めがあった同法は、中小企業の組織化推進及び中小企業金融円滑化の役割発揮が認められ、1985年（昭和60年）の法改正で、存立期間の規定が削除され、組織の恒久化が決定しました。

商工中金は、2008年（平成20年）、株式会社商工組合中央金庫法（以下、商工中金法）に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、協同組織金融機関から同法に基づく特殊会社となりました。

中小企業専門金融機関として設立 業務の拡充とともに中小企業の成長をサポート

1936

1936（昭和11年）

- ▶「商工組合中央金庫法」施行、業務開始

1952（昭和27年）

- ▶全都道府県に店舗設置

1955（昭和30年）以降

- ▶日本の高度経済成長を支える設備投資を積極的にサポート

1985（昭和60年）

- ▶「商工組合中央金庫法」改正、組織の恒久化が決定

1997（平成9年）

- ▶バブル崩壊、「中小企業特別相談窓口」設置、セーフティネット機能を発揮

2001（平成13年）以降

- ▶再生支援プログラムを拡充

2006（平成18年）以降

- ▶ビジネス・ソリューション・カンパニー（BSC）を設置し、多様化・高度化する中小企業のニーズに対応



創立当時の当金庫が間借りしていた日本興業銀行本店（1936年）

セーフティネット機能を発揮 中小企業の成長をサポート

2008

2008（平成20年）

- ▶「株式会社商工組合中央金庫法」施行、株式会社形態に移行



オープニングセレモニー（2008年）

- ▶法定指定金融機関として「危機対応業務」を開始、以降「リーマンショック後の経済金融危機対応」「東日本大震災からの復興・復旧に向けた対応及び円高・デフレ対応」を実施

2010（平成22年）

- ▶成長戦略総合支援プログラムを創設

2012（平成24年）

- ▶バンコク駐在員事務所開設
海外ネットワークを拡充し、中小企業の海外展開をサポート

2016（平成28年）

- ▶危機対応業務に係る不正事案が発覚

経済・社会の主な動き

- 1945 年 太平洋戦争の終結
- 1973 年 第一次オイルショック
- 1978 年 第二次オイルショック
- 1985 年 プラザ合意
- 1989 年 消費税 3% 導入
- 1995 年 阪神・淡路大震災

- 2008 年 米リーマンブラザーズ破綻
- 2011 年 東日本大震災発生
- 2014 年 消費税 8% へ引上げ

中小企業の企業価値向上に貢献

2018

2018（平成30年）

- ▶ビジネスモデル等に係る業務の改善計画を提出
- ▶「商工中金経営改革プログラム」を公表し、2021年度まで実行

2020（令和2年）

- ▶新型コロナウイルス感染症に係る危機対応業務を開始

2022（令和4年）

- ▶企業理念「PURPOSE・MISSION」を制定
- ▶「中期経営計画（2022～2024年度）」を公表

2023（令和5年）

- ▶「株式会社商工組合中央金庫法」改正、政府保有株式の処分方針が決定
- ▶定款の一部変更により企業理念を定款に規定
- ▶投資専門子会社商工中金キャピタルを設立
- ▶ハノイ駐在員事務所開設

2024（令和6年）

- ▶人財サービス子会社商工中金ヒューマンデザインを設立

- 2019 年 消費税 10% へ引上げ
- 2020 年 新型コロナウイルス感染症拡大
- 2022 年 ウクライナ紛争
- 2024 年 能登半島地震発生

政府保有株式処分により民営化 中小企業による中小企業のための金融機関へ

2025

2025（令和7年）

- ▶障がい者雇用促進のための子会社商工中金 MIRAI ハーベストを設立
- ▶ミッドタウン八重洲本部の設置 [Pick Up](#)
- ▶商工中金による政府保有株式の自己株式取得を実施
- ▶改正商工中金法の施行



ミッドタウン八重洲本部（2025 年）

PICK UP

ミッドタウン八重洲本部の設置

2025年5月1日に、東京ミッドタウン八重洲へ本部機能の一部を移転しました。これにより人的資本経営の高度化や中小企業の皆さまの更なる企業価値向上に向けてあるべき本部機能を確立し、PURPOSEの実現を目指します。

▶…お客さま支援の取組み

- 2025 年 米国関税措置の実施